

各 位

東京都新宿区西新宿一丁目 25 番 1 号
株式会社ビジネスバンクコンサルティング
(URL <http://www.bbanc.co.jp>)
代表者名 代表取締役社長 田原 弘之
(コード番号:3719)
問合せ先 執行役員管理本部長 杉原 均
電話番号:03-3343-6680

当社子会社に係る訴訟の経過に関するお知らせ

当社子会社である株式会社ユニファイド・キャピタル・ジャパン(以下「UCJ」といいます。)は、平成 18 年 3 月 17 日にお知らせいたしましたとおり、株式会社ゼクスに対し訴訟を提起しておりましたが、本日付で当該訴訟について請求の趣旨を交換的に変更する訴えの変更申立(以下「本件申立」といいます。)を東京地方裁判所にいたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴えの変更の申立の理由

平成 18 年 1 月 20 日にお知らせいたしましたとおり、UCJ は有限会社ティー・ピー・ジー(以下「ティー・ピー・ジー」といいます。)より訴訟を提起されており、これに関連いたしまして平成 18 年 3 月 17 日付けで株式会社ゼクスに対して金 55 億 4000 万円の支払を求める訴えを提起しておりました。ティー・ピー・ジーより提起されておりました訴訟に関しまして、平成 19 年 3 月 16 日にお知らせいたしましたとおり、UCJ とティー・ピー・ジーとの間で UCJ がティー・ピー・ジーに対し和解金、金 1 億円を支払うこと、及び ティー・ピー・ジーが UCJ に対する訴訟を取下げること等を内容とする和解が成立いたしました。

上記事由により、UCJ は株式会社ゼクスの債務不履行による損害賠償請求として弁護士費用を含めた 1 億 1000 万円及びこれに対する本件変更に係る申立書(以下「本申立書」といいます。)送達の日翌日から支払済みまで商事法定利率年 6 分の割合による遅延損害金を支払うことを求めることといたしました。

2. 請求の趣旨

- (1)株式会社ゼクスは UCJ に対し、1 億 1000 万円及びこれに対する本申立書送達の日翌日から支払済みまで年 6 分の割合による金員を支払え。
- (2)訴訟費用は株式会社ゼクスの負担とする。

3. 今後の見通し

UCJ の訴えの変更の申立について株式会社ゼクスが同意をした場合には本件変更が認められ、審理の対象が上記の損害賠償請求に変更されることとなります。同意をしない場合には、訴えが変更されずに平成 18 年 3 月 17 日付けで提起しております支払請求の訴えと上記の損害賠償請求の訴えの両者が審理の対象となります。

4. 業績に与える影響等

本件変更による当社業績への影響は、その取扱い及び審理結果によるところとなるため、現段階では明らかではありません。影響が出ることとなった場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上